

令和8年度買物支援導入に向けた伴走支援業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度買物支援導入に向けた伴走支援業務委託

2 事業の目的

人口減少や少子高齢化の進展、過疎化の影響により、流通機能や交通網が弱体化するとともに買い物環境が悪化している。その結果、食料品等の日常の買物の機会が十分に提供されない状況に置かれている「買物弱者」が生じており、健康問題など社会の波及的問題につながる可能性がある重要な課題である。

本事業では、「買物支援サービス実態把握調査」及び「買物ニーズ需給マップ作成」を通じて、先行モデル団体における買物弱者の実態を把握するとともに、今後の対策を検討する上での基礎資料とする。

また、県が指定する先行モデル団体の取組を参考としたマニュアルを作成することで、他市町村への横展開を図る。

3 本業務委託の契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 本業務委託の内容

県が指定する先行モデル団体（2市町村）について、下記業務を行うこと

（1）市町村域の買物支援サービス実態把握調査

① 買物サービスについて、カバーエリアの調査を実施すること。

調査は、市町村社協や自治会、店舗等へのヒアリング調査、アンケート調査等により実施すること。

買物サービスは以下のとおりとする。

ア 小売店舗情報

・食料品店（スーパー、コンビニ、惣菜店・精肉・鮮魚店等食料品を扱う店舗全般）

・日用品店（ホームセンター、ドラッグストア、衣類店・文具店等生活用品を扱う店舗全般）

イ 移動販売情報

ウ 無人販売

エ 住民主体による買物代行など

② 調査は、調査票を用いて実施すること。調査票は、県と協議の上決定すること。

③ 調査後は、調査結果を用いて分析を行うこと。

(2) 買物ニーズ需給マップの作成

① 必要な資料の事前調査を行い、本業務に関する資料を収集、整理すること。

ア 高齢者（65歳以上）等位置情報

② (1) 及び (2) - ① の情報を用いて、市町村域の買物空白地が明らかにするためのマップを作成すること。

(3) 買物弱者応援マニュアルの作成

① 他市町村への横展開を図るため、県が指定する先行モデル団体の取組を参考としたマニュアルを作成すること。

記載内容や構成は県と協議の上決定すること。

5 成果物の提出

(1) 市町村域の買物支援サービス実態把握調査

- ・ヒアリング調査実施記録及びアンケート調査票一式
- ・分析結果をまとめた報告書を作成の上、提出すること。

(2) 買物ニーズ需給マップ

- ・編冊1部及び電子媒体により提出すること。

(3) 買物弱者応援マニュアル

- ・編冊1部及び電子媒体により提出すること。

6 その他業務実施上の条件

(1) 委託業務の実施にあたっては、県と緊密に連携しながら業務を実施すること。

(2) 本業務において制作する買物アクセスマップ及び買物弱者応援マニュアルについて、著作権、その他一切の権利は県に帰属することとする。

(3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。